

## 虐待防止のための指針

### 1. 当事業所における虐待防止の基本的考え方

子ども虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害であり、この点は、児童虐待防止法の目的にも明示されています。当事業所では、その取り組みを推進するに当たっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本理念とし、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもの心身ともに健全な成長を支援します。

虐待の防止とともに早期発見・早期対応につとめ、「2.虐待の定義」に示す次の行為のいずれも行いません。

### 2. 虐待の定義

#### (1) 身体的虐待(第1号)

- 外傷とは打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など。
- 生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど。
- 意図的に子どもを病気にさせる。

など

#### (2) 性的虐待(第2号)

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

など

#### (3) ネグレクト(第3号)

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、(1)家に閉じこめる(子どもの意思に反して学校等に登校させない)、(2)重大な病気になっても病院に連れて行かない、(3)乳幼児を家に残したまま度々外出する、(4)乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。

- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。

例えば、(1)適切な食事を与えない、(2)下着など長期間ひどく不潔なままにする、(3)極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

- 親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。

- 子どもを遺棄する。

- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人が(1)、(2)又は(4)に掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。

など

- (4) 心理的虐待(第4号)

- ことばによる脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもを傷つけることを繰り返し言う。
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。

など

### 3. 虐待防止委員会に関する事項

虐待発生防止に努める観点から、身体拘束等の廃止に関する協議と併せて「身体拘束適正化・虐待防止委員会」(以下、「委員会」という。)を組織します。なお、本委員会の運営責任者(委員長)は法人代表者とし、委員の選任については、当該事業所の児童発達支援管理責任者、保育士、機能訓練指導員、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とします。

委員会は、年 1 回以上開催し、次のことを協議します。

- (1)委員会その他施設内の組織に関すること
- (2)身体拘束等の適正化・虐待防止のための指針の整備に関すること
- (3)身体拘束等の適正化・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- (4)身体拘束・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5)職員が身体拘束・虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6)身体拘束・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(7)再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### **4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針**

虐待防止のための職員研修を原則年 1 回および職員採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

#### **5. 虐待の報告方法等の方策に関する基本方針**

利用児本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応します。

また、法人職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市区町村に通報する義務があります。

#### **6. 虐待発生時の対応に関する基本方針**

虐待等が発生した場合には、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します

#### **7. 利用児等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

利用児等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

#### **8. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針**

「4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用児の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。